第7節 土 壌

第1項 調査概要

施設及び最終処分場計画地周辺の土壌及び水田土壌の現況を把握するため、調査を実施した。

1-1 調査時期

試料の採取年月日は表7-1に示したとおりである。

調査項目試料採取年月日周辺土壌
(環境基準項目、ダイオキシン類を除く環境ホルモン)平成 21 年 8月 24 日 (No. 1 ~ 6)周辺土壌
(ダイオキシン類)平成 21 年 8月 24 日 (No. 1 ~ 7)玄米 (いずれも持込)平成 21 年 8月 25 日 (No. B)
9月 1日 (No. A)水田土壌平成 21 年 10 月 23 日 (No. A、B)

表 7 一 1 試料採取年月日

1-2 調査地点

試料の採取は図7-1に示したとおり、施設及び最終処分場計画地周辺の土壌7地点(No.1 ~No.7)、水田土壌及び玄米を各2地点、(No.A、B)で実施した。

なお、施設及び最終処分場計画地周辺の土壌7地点のうち、No.1~No.6の6地点では環境基準項目とダイオキシン類を含む環境ホルモンの調査を、No.7は補助調査地点として環境ホルモンのうち、ダイオキシン類の調査を実施した。

また、ダイオキシン類調査については、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 (平成12年1月:環境庁水質保全局土壌農薬課)を参考に調査地点を選定した。

調査地点の状況は表7-2に示したとおりである。

地点番号	調査地点の状況
No. 1	水田と小河川の間の畦道
No. 2	運動広場のグランド
No. 3	耕作地に隣接する作業用道路
No. 4	水田と水路の間の畦道
No. 5	グランド横の進入道路
No. 6	処分場跡地
No. 7	耕作地の法面

表7-2 調査地点の状況

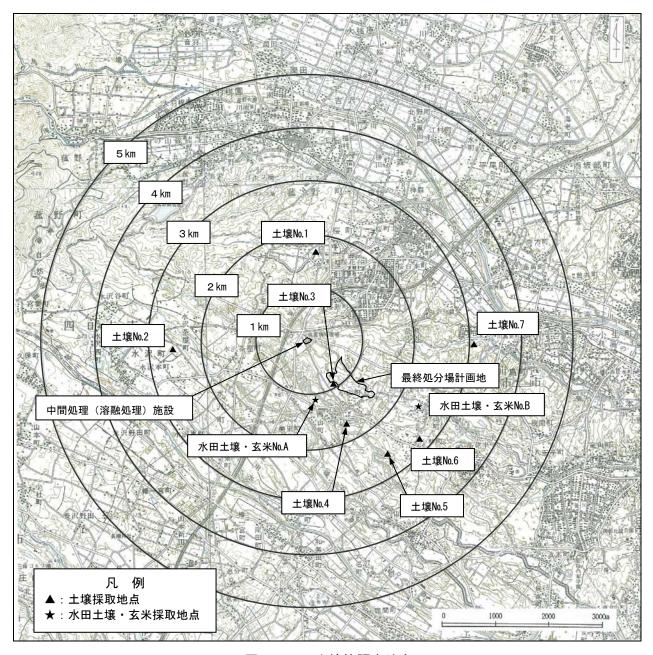


図7-1 土壌等調査地点

1-3 調査項目及び分析方法

周辺土壌の調査は、カドミウム、全シアン等の土壌の汚染に係る環境基準項目と環境ホルモンについて行った。

環境ホルモンは、ダイオキシン類を含む3項目について調査を行った。

水田土壌の調査は、土壌の汚染に係る環境基準項目のうち農用地に係る項目の砒素、銅の2項目について、また、玄米の調査は、カドミウム及びダイオキシン類について行った。

調査項目及び分析方法は表7-3に示したとおりである。

土壌の採取方法は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成 12 年 1 月環境庁 水質保全局土壌農薬課)を参考に採取し、分析方法は「外因性内分泌撹乱化学物質調査暫定マニュアル」(平成 10 年 10 月環境庁水質保全局水質管理課)及び「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に準じて行った。

また、玄米中のダイオキシン類は、「食品中のダイオキシン類の測定方法暫定ガイドライン」 (平成 20 年厚生労働省) によった。

表7-3 調査項目及び分析方法

		 項 目	分析方法				
ふっ素			JIS K 0102 34.1				
		5素	JIS K 0102 47.3				
		シアン	JIS K 0102 38.3				
-			JIS K 0102 55.3				
	鉛		JIS K 0102 54.3				
	六佰	 ガロム	JIS K 0102 65. 2. 4				
	総ス	 大銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1				
	アノ	レキル水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2				
	砒	素	JIS K 0102 61.3				
	セリ	ノン	JIS K 0102 67.3				
	Р (СВ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3				
土壤	有相	幾燐	昭和 46 年環境庁告示第 64 号付表 1				
のデ	トリク	ロロエチレン	JIS K 0125 5.1				
冷 染	テトラ	クロロエチレン	JIS K 0125 5.1				
に係	四均	塩化炭素	JIS K 0125 5.1				
る環	1, 1	, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1				
境	1, 1	, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1				
準	ジク	ウロロメタン	JIS K 0125 5.1				
月目	土壌のの汚染にに係る環境 トリクロロエチレン アトラクロロエチレン 四塩化炭素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン ジクロロメタン 1,2-ジクロロエチン 1,1-ジクロロエチレン		JIS K 0125 5.1				
			JIS K 0125 5.1				
	シスー	1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1				
	1, 3	−ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1				
	べこ	/ゼン	JIS K 0125 5.1				
	チ!	ウラム	昭和 46 年環境庁告示 59 号付表 4				
	シュ	マジン	昭和 46 年環境庁告示 59 号付表 5 第 1				
	チン	ナベンカルブ	昭和 46 年環境庁告示 59 号付表 5 第 1				
	農用地	砒素 (水田土壌)	昭和 50 年総理府令第 31 号別表				
	に係	銅(水田土壤)	昭和 47 年総理府令第 66 号別表				
	る項目	カドミウム (玄米)	昭和 46 年農林省令第 47 号表第 1				
環境、	ダイ	オキシン類(土壌)	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニ ュアル				
ホル	ダイオキシン類 (玄米)		「食品中のダイオキシン類の測定方法暫 定ガイドライン」				
モン	1	塩化ビフェニル類(PCB) /ゾ(a)ピレン	「外因性内分泌撹乱化学物質調査暫定マ ニュアル」に準拠				

第2項 調査結果

2-1 周辺土壌

周辺土壌の調査結果は表7-4に示したとおりであり、土壌の汚染に係る環境基準項目では、 ふっ素がNo.2、5の2地点で検出されたが、その他の項目は全て定量下限値未満であった。 なお、検出されたふっ素についても、環境基準を満足していた。

表7-4 周辺土壌調査結果

項目単位		用位	周辺土壌						土壌の汚染に
			No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	係る環境基準
	カドミウム	mg/L	<0.001	< 0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	全シアン	${\rm mg/L}$	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
	有機燐	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	< 0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0. 01以下
	六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	< 0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0. 05以下
	砒素	mg/L	<0.005	< 0.005	<0.005	<0.005	<0.005	< 0.005	0. 01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0. 0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
	PCB	mg/L	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
	セレン	mg/L	<0.002	< 0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	0. 01以下
	素っる	mg/L	<0.08	0.12	< 0.08	<0.08	0. 15	<0.08	0. 8以下
環	ほう素	mg/L	<0. 1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
境基	トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	< 0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	0. 03以下
準項	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0. 0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0. 01以下
目	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	< 0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	0. 02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0. 0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0. 002以下
	1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0. 0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0. 004以下
	1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	< 0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0. 02以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	< 0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0. 04以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0. 0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0. 0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0. 006以下
	1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0. 0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0. 002以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0. 01以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0. 0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0. 003以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0. 0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0. 006以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	0. 02以下

環境ホルモンの調査結果は表7-5に示したとおりである。

環境ホルモンのうちダイオキシン類は、0.097~14pg-TEQ/g の範囲であり、平成 12 年 1 月から 施 行 された ダイオキシン類 対策特別措置法に基づく土壌の汚染に係る環境基準 (1,000pg-TEQ/g 以下)を満足していた。また、環境基準が達成されている場合であってもダイオキシン類濃度が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとされているが、この値と比べても大きく下回る結果であった。

その他の環境ホルモンは、ポリ塩化ビフェニル類が $0.39\sim2.7\,\mu\,\mathrm{g/kg}$ 、ベンゾ (a) ピレンが $1\sim25\,\mu\,\mathrm{g/kg}$ であった。

周辺土壌 項目 単 位 No. 1 No. 2 No. 3 No. 4 No. 5 No. 6 No. 7 環境、 ダイオキシン類 0.097 0.87 pg-TEQ/g 6.1 5.0 14 0.17 3.9 ホ ポリ塩化ビフェニル類 (PCB) μ g/kg 0.95 0.51 1.6 1.1 2.7 0.39 ル モ ベンゾ(a)ピレン 2 25 4 14 μ g/kg

表7-5 環境ホルモン調査結果

注:ダイオキシン類の TEQ は、「ダイオキシン類特別措置法」-H12.1.15(環境庁)に基づき算出した。

今回のダイオキシン類の調査結果を三重県が実施した調査結果と比較すると、表7-6に示したとおり、今回の値は三重県の調査結果と同程度又は調査結果の範囲内であった。

表7-6 三重県が実施したダイオキシン類調査との比較

单位:pg-TEQ/g (乾泥表示)

地点		平均値	範囲
事後調査結果(n=7)		4. 3	0.097~14
平成 20 年度(n=4)		4. 7	0.27~15
平成 18 年度 (n=3)		6. 4	1.3~16
三 平成 17 年度 (n=9) 平成 16 年度 (n=47)		6. 7	0.11~20
異 平成 16 年度(n =47)		4. 6	0.012~68
	平成 15 年度(n=46)	9.8	0.024~360
	平成 14 年度(n=47)	3. 7	0.019~34

注:三重県の調査結果については、「平成20年度のダイオキシン類環境調査等結果」(環境森林部地球温暖化対策室、平成21年7月31日)」で、値は「一般土壌」の調査結果。(平成18年度~平成14年度も同様)なお、平成19年度の土壌調査は行われていない。

また、今回の調査結果を、昨年度(平成20年度)の調査結果と比較すると、表7-7に示したとおりダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル類 (PCB) で昨年度を下回る値がみられたが、ベンゾ (a) ピレンは昨年度をやや上回る値がみられた。

表 7 - 7 昨年度(平成 20 年度)調査結果との比較

(乾泥表示)

項目	単位	今年度の 事後調査結果	平成20年度の 事後調査結果
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	0.097~14	0.11~21
ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	μg/kg	0.39~2.7	0.42~5.5
ベンゾ(a)ピレン	μg/kg	1~25	<1∼17

2-2 水田土壌

水田土壌の調査結果は表7-8に示したとおりであり、農用地に係る項目のうち、砒素については、No.Aで 1.1mg/kg、No.Bで 0.7mg/kg、銅については、No.Aで 10mg/kg、No.Bで 8mg/kg と検出されたが、いずれも環境基準を満足していた。

玄米中のカドミウムについては、両地点とも定量下限値未満であった。

また、玄米中のダイオキシン類は表 7-9に示したとおり、No.Aで 0.00015pg-TEQ/g、No.B で 0.00011pg-TEQ/g であり、昨年度の調査結果と比較すると、両地点とも昨年度を下回る値であった。

表7-8 水田土壌調査結果

項目		単位	水田土壌		土壌の汚染に
			No. A	No. B	係る環境基準
土壌の汚染に係る環	砒素 (水田土壌)	mg/kg	1. 1	0. 7	15 未満
現場の行業に係る場 境基準項目のうち農 用地に係る項目	銅 (水田土壌)	mg/kg	10	8	125 未満
/川地(-) 水の(東口	カドミウム (玄米)	mg/kg	<0.1	<0.1	1未満

表7-9 玄米のダイオキシン類調査結果

単位:pg-TEQ/g-wet

	No. A	No. B
今年度の事後調査結果	0. 00015	0. 00011
平成 20 年度の事後調査結果	0.0014	0.0011